

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）変更届出書（病院又は診療所）

		変更前	変更後	変更年月日
保険医療機関	名 称			
	所 在 地	〒 TEL	〒 TEL	
開 設 者	住所又は所在地	〒 TEL	〒 TEL	
	氏名又は名称			
	生年月日			
	職 名			
標榜している診療科目				
自立支援医療の種類				
自立支援医療を行う為の入院設備の定員		人	人	
主として担当する医師又は歯科医師の氏名				
主として担当する医師又は歯科医師の経歴			(別紙1) ・ 省略	
自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要			(別紙2) ・ 省略	
<p>上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき変更の届出を行うべき事項に変更が生じたため届出を行う。</p> <p>また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定にいずれにも該当しないことを誓約する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">開 設 者</p> <p style="text-align: center;">住所又は所在地</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称</p> <p>倉敷市長 宛</p>				

※ 「保険医療機関」の名称は、正式名称を記載すること。

※ 太枠の欄はすべての項目を記入し、変更後及び変更年月日の欄は変更のあった項目のみ記入すること。なお、直近の指定の申請（変更届出含む）時点から変更が生じていない事項については、当該事項に係る添付書類を省略することができる。

【誓約項目】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項で準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く）に該当しないことを誓約すること。

1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第5号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第5号の2関係

申請者が、労働に関する法律（労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4 第6号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

(1)指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

(2)指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

5 第8号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第9号関係

申請者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

8 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。

10 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。

【指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）変更届出書（様式2-1）記入要領】

- 1) 「主として担当する医師又は歯科医師の経歴」は、医療の種類ごとに記載すること。
- 2) 「自立支援医療を行うための入院設備の定員」は、医療の種類ごとに記載すること。
- 3) 経歴書（別紙1）の「学位」は、専門科目に関する学位の有無を記載すること。
- 4) 経歴書（別紙1）の「関係学会加入状況」は、加入している学会名及び学会における必要な記録を記載すること。
- 5) 経歴書（別紙1）の「任免事項」は次の点に留意し、記載すること。
 - ①医師免許取得時期を明記し、医師免許証の写しを添付すること。
 - ②病院研究機関等医師または歯科医師が勤務し、または研究等のために利用した施設については、関係した専門科目名まで必ず記載すること。
例) ○○医科大学眼科研究室・○○病院眼科等
○○病院・○○医科大学のように省略しない
 - ③勤務先における身分（例：医長・医員・講師・助手等）を明確に記載すること。
 - ④非常勤職員については、1箇月または1週間あたりの勤務日数、延時間数を明確に記載すること。
 - ⑤2以上の施設に兼務する等の場合は、それぞれの施設における勤務時間条件または利用状況等を具体的に記入すること。
例) ○○医科大学整形外科週4日（延○時間勤務）・○○病院週2日（延○時間勤務）等
 - ⑥大学院については、専門コースを明確に記載すること。
例) ○○医科大学 大学院医学研究科整形外科学教室 等
- 6) 経歴書（別紙1）には、指導者氏名・研究テーマ・研究の内容別（講義の受講・臨床的研究・理論的研究・実習等）期間・従事日数（1ヶ月または1週間あたり）・その他研究態様を明らかにするために主任教授等による証明書（別紙3）を添付すること。
- 7) 腎臓に関する医療及び小腸に関する医療を担当しようとする場合は、それぞれの臨床実績等に関する証明書（別紙4）及び（別紙5）を経歴書に添付すること。
- 8) 自立支援医療を行なうために必要な体制及び設備（別紙2）には、それぞれの医療で特に必要とされるものを主に記載すること。
- 9) 心臓移植に関する医療のうち心臓移植後の抗免疫療法を担当しようとする場合は、（別紙6）又は（別紙7）による臨床実績等に関する証明書を経歴書に添付すること。
- 10) 肝臓移植に関する医療のうち肝臓移植後の抗免疫療法を担当しようとする場合は、（別紙8）又は（別紙9）による臨床実績等に関する証明書を経歴書に添付すること。